

証券コード 3688  
平成30年11月22日

株 主 各 位

東京都渋谷区神泉町8番16号  
株式会社VOYAGE GROUP  
代表取締役社長兼CEO 宇佐美 進典

## 第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、議決権行使書用紙記載の当社議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、3～4頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、電磁的方法（インターネット）によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。平成30年12月7日（金曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |      |   |                                       |
|------|---|---------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 平成30年12月8日（土曜日）午前10時（開場時刻 午前9時20分）    |
| 2. 場 | 所 | 東京都渋谷区神泉町8番16号<br>渋谷ファーストプレイス8階 当社会議室 |

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第20期（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第20期（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 当社と株式会社サイバー・コミュニケーションズとの株式交換契約承認の件
- 第2号議案** 当社と株式会社VOYAGE GROUP分割準備会社との吸収分割契約承認の件
- 第3号議案** 定款一部変更の件
- 第4号議案** 取締役4名選任の件
- 第5号議案** 経営統合に伴う取締役4名選任の件
- 第6号議案** 監査役1名選任の件
- 第7号議案** 経営統合に伴う監査役2名選任の件
- 第8号議案** 会計監査人選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに株主総会参考書類の「株式会社サイバー・コミュニケーションズの最終事業年度に係る計算書類等の内容」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <https://voyagegroup.com/ir/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部です。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://voyagegroup.com/ir/>）に掲載させていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

#### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成30年12月7日（金曜日）午後6時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記に記載の専用ダイヤルまでお問い合わせください。
- (2) 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
  - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
  - イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）  
三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
[電話] 0120-782-031（受付時間 9:00～17:00 土日祝日を除く）

以 上

インターネットによる議決権行使に関する問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] **0120-652-031**

(受付時間：9:00～21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 当社と株式会社サイバー・コミュニケーションズとの株式交換契約承認の件

当社、株式会社電通（以下「電通」といいます。）、及び電通の完全子会社である株式会社サイバー・コミュニケーションズ（以下「CCI」といいます。）は、平成30年10月31日開催の各社の取締役会において、当社及びCCIがインターネット広告事業に関する緊密な提携を行うことにより企業価値を最大化することを目的として、平成31年1月1日（予定）（以下「本統合日」といいます。）をもって、当社及びCCIの対等の精神に基づく経営統合（以下「本経営統合」といいます。）、並びに当社、電通及びCCIの間における資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うことをそれぞれ決議いたしました。

上記の本経営統合の一環として、当社とCCIは、平成30年10月31日開催の各社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、CCIを株式交換完全子会社とし、本統合日を効力発生日として、株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換については、当社においては本定時株主総会にて、また、CCIにおいては平成30年12月7日開催予定の臨時株主総会にて、それぞれ本株式交換契約の承認を受けた上で、本統合日を効力発生日として行うことを予定しております。なお、本株式交換を実施することにより電通が当社の発行済み株式の過半数を保有することになりますが、当社株式は引き続き、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場される予定であります。これについて、東京証券取引所の上場廃止基準（市場第一部）に基づき「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」となる可能性があります。東京証券取引所より「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」の指定を受けた場合においても、当社株式の上場は引き続き維持されますが、当社は猶予期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合していると判断されるよう最善を尽くしてまいります。

つきましては、本株式交換契約の締結について、ご承認いただきたく存じます。

#### 1. 本株式交換を行う理由

当社は、平成11年10月の設立以来、懸賞サイト「MyID」に始まり、市場環境の変化に合わせて、価格比較サイト、ポイントサイトと形を変え、長年にわたるメディア運営をはじめ、インターネット領域において様々な事業開発を行っています。メディア運営で培ったノウハウを元に、平成22年より、媒体社の広告収益最大化を支援するSSP「fluct」の提供を開始しました。現在は、①このSSP「fluct」や広告主向けサービス「Zucks」をはじめとした広告配信プラットフォームを運営する「アドプラットフォーム事業」、②ポイントサイト「ECナビ」やポイント交換サイト「PeX」など、販促系インターネットメディアを企画・運営する「ポイントメディア事業」、及び③HR、

EC、FinTechを中心としたインターネットサービス領域において様々な新規事業の開発を進める「インキュベーション事業」の3セグメントを主力事業としております。この原動力となってきたのが、創業時からの「世界を変えるようなスゴイことをやる」という想いを“360° スゴイ”と表した「SOUL」と、大事にしたい8つの価値観「CREED」であり、この「SOUL」と「CREED」を合わせた経営理念をベースに、採用・育成・活性化にも取り組んでまいりました。そして、平成26年7月には、東京証券取引所マザーズ市場へ上場、翌平成27年9月には、東京証券取引所市場第一部へ市場変更しました。複数の事業を展開する当社が今後も継続して業容拡大を遂げていくためには、既存事業における事業成長を推進するとともに、過去の事業開発で得た経験やノウハウを元に新しい事業領域に対する事業開発をバランスよく進め、中長期的にはアドプラットフォーム事業及びポイントメディア事業以外にも3つ目、4つ目の柱となりうる強く、大きな事業を創出していくことが重要な課題であると認識しております。

CCIは、電通とソフトバンク株式会社の合併会社として平成8年6月に日本におけるデジタル広告の開始とともに日本初のデジタル専門広告会社として発足し、メディアレップ、すなわちインターネットメディアにとっては広告枠を販売する営業組織として、また、広告会社及び広告主にとっては広告枠を購入する仕入れ組織として、両者を結び付ける役割を果たしてまいりました。また、幅広いステークホルダーに対し、デジタル広告参入、ビジネス構築サポートを積極的に実施し、業界団体の理事として業界ルールの策定等、業界の健全な発展を推進する役割を果たしてまいりました。この結果、CCIは安定的な利益を確保しつつ事業を成長させ、平成12年に株式会社大阪証券取引所のヘラクレス市場（現東京証券取引所JASDAQ市場）、平成15年に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。上場会社として一段の飛躍を遂げた後、メディアとクライアントの双方の課題解決に向け、より中長期的な視野で、効果的かつ創造的なソリューション提案とデジタル領域での新収益獲得に向けた事業推進体制を整えるため、平成21年に電通によるCCIの完全子会社化がなされました。以来、電通グループ（電通並びに電通の連結子会社942社及び持分法適用関連会社75社により構成される企業グループをいう。以下同じ。）の各社が持てる資源と能力を結集してシナジーの最大化を着実かつ迅速に進めるため事業領域を拡大しつつ、「The Media Growth Partner」の経営ビジョンのもと、自社開発はもとより、有力企業との積極的なパートナー提携を通じて最先端技術やサービスを提供してまいりました。今後、かかる事業領域の拡大をさらに効果的なものとするにあたり、インターネット広告分野の技術やサービスの急速な進化とこれに伴うメディアの構造変化に対して適切に対応するとともに、複雑化、多様化するニーズに対応しうる柔軟な経営体制を構築することが、今後の重要な課題であると認識しております。

電通は、インターネットサービス領域において、メディア、プラットフォーマー等との連携を深めつつ電通グループを含め、電通とそれらの事業者の強みをつなぎ合わせることで、顧客に対して多様なサービスを提供してまいりました。さらに顧客のビジネスデザイン領域におけるサービスラインの拡張を進めております。「デジタルマーケティング」領域の重要性が更に増している中、電通グループでは、顧客の課題を解決するためのシステム又は基盤（Marketing Technology）

までも提供可能とする広範なサービス提供体制を追求しております。特に、デジタルテクノロジーを中心とした技術革新に伴い、顧客企業、広告業界及び生活者行動の全てが変化しており、電通グループもテクノロジーやデータに基づく統合的なプランニング手法を継続的に洗練していくことが必要であると考えております。

デジタルメディア運用の分野においては、データ基盤の整備を進めつつ、その戦略構築力・運用力を高めるべく、電通グループが一体となって競争力の強化に努めておりますが、国内外ともにデータやテクノロジーの活用等、デジタル化への対応の重要性がさらに高まっており、このような環境変化の中で、電通グループが顧客や社会から真に必要なとされる価値を創り出すための事業のあり方を変革していくことも喫緊の課題であると認識しています。

前述のとおり、当社及びCCIにとって主力事業であるインターネット広告事業においては、スマートフォン広告市場の拡大や動画広告市場の急速な立ち上がり、及びデータやテクノロジーを活用する広告主の増加により、事業環境は大きく変化し、より高度で専門的な技術と強固な事業運営体制が求められております。当社及びCCIは、このような中でそれぞれの事業領域における課題に取り組み、業績の拡大及び企業価値の向上を目指すとともに、更なる事業の継続的な成長や発展の加速化を実現すべく、アライアンスを検討してまいりました。その結果、当社、電通及びCCIは同じインターネット広告領域に属してはいるものの、当社はアドプラットフォーム領域及びメディア領域での技術力やそれによる製品等に強みを有する一方で、電通及びCCIはマスメディアやナショナルクライアントに対するリーチ力等に強みを有しているなど、展開事業としては重なり合う部分が少ない上、兼ね備える競争力の源泉も異なるため、三社が保有する人材及び技術といった経営資源を相互に活用することにより、インターネット広告領域における成長スピードの面や、多様化するメディア領域における対応力の強化の面において大きなシナジーを創出することができるとの認識に至り、本経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

## 2. 本株式交換契約の内容の概要

当社及びCCIが平成30年10月31日付で締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

### 株式交換契約書

株式会社VOYAGE GROUP（以下、「甲」という。）及び株式会社サイバー・コミュニケーションズ（以下、「乙」という。）は、平成30年10月31日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（本株式交換）

本契約の規定に従い、乙は、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社VOYAGE GROUP

住所：東京都渋谷区神泉町8番16号渋谷ファーストプレイス8階

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社サイバー・コミュニケーションズ

住所：東京都中央区築地一丁目13番1号

第3条（その他の組織再編）

甲及び乙は、甲が、株式会社VOYAGE GROUP分割準備会社（住所：東京都渋谷区神泉町8番16号渋谷ファーストプレイス8階。以下、「本準備会社」といい、本効力発生日（第6条に定義される本効力発生日をいう。）をもって商号を「株式会社VOYAGE GROUP」に変更予定）との間において本契約締結日付で吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」という。）を締結し、本吸収分割契約に基づいて、平成31年1月1日付けで、甲の一切の事業に関して有する権利義務（但し、当該会社分割及び本株式交換後に本準備会社及び乙の経営を管理するために必要な権利義務を除く。）を本準備会社に吸収分割の方法により承継させる（以下、「本会社分割」という。）予定であることを確認する。

第4条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（以下、「本割当対象株主」という。）に対して、乙の株式に代わり、その所有する乙の株式の数の合計に26（以下、「本株式交換比率」という。）を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その所有する乙の株式1株につき、甲の普通株式26株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

第5条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

第6条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下、「本効力発生日」という。）は、平成31年1月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

1. 甲は、平成30年12月8日に開催予定の株主総会において、次の各号に定める事項に係る決議を求める。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、当該株主総会において決議を求める議題又は議案を変更することができ

(1) 本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項

(2) 次に記載する内容を含む定款変更（以下、「甲定款変更」という。）

<甲定款変更の内容>（下線部が変更部分）

変更前	変更後
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、株式会社VOYAGE GROUPと称し、英文ではVOYAGE GROUP, INC.と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社CARTA HOLDINGSと称し、英文ではCARTA HOLDINGS,INC.と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと及び国内外において次の事業を営む会社の株式又は事業体の持分を取得・所有することにより、当該会社・事業体の事業活動を支配・管理することを目的とする。
1. コンピュータソフトウェアの企画、設計、開発、販売及び保守	(1) 広告代理その他広告に関する事業
2. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業	(2) 出版、放送、メディア及びコンテンツに関する事業
3. 書籍、電子書籍及び雑誌等の制作、出版、販売	(3) 通信機器、電気機器、それらの関連・周辺機器、ソフトウェア及びシステムの研究、企画、設計、開発、製造、販売、賃貸、保守及び管理に関する事業
4. 経営コンサルタント業務	(4) 金融に関する事業
5. コンピューターのシステム又はプログラムの設計技術者派遣	(5) 株式及び有価証券の投資、保有、運用及び売買に関する事業
6. 各システムの管理保守サービス及び総務・法務・人事・経理・広報など各種管理業務並びに教育に関する業務の受託	(6) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業

変更前	変更後
7. インターネット及びカタログによる通信販売、仲介及び取次業務	(7) 著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウその他知的財産権の取得及びその管理運用に関する事業
8. インターネットを利用した電子取引決済事業	(8) インターネット等を通じた商取引
9. 金銭の貸付及び金銭貸借の媒介並びにクレジットカードの取扱業務	(9) 前各号に関する各種サービスの提供、研修及びコンサルティング事業
10. 電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務及び取次業務	(10) 前各号に付帯関連する一切の業務
11. 投資業	
12. 飲食店業	
13. 有料及び無料の職業紹介事業	
14. 前各号に関連する機器及びソフトウェアの販売、賃貸、輸出入、製造、加工、設置、及びメンテナンス、並びにそれらに関連するコンサルティング及び業務の受託	
15. 前各号に関連する市場調査、マーケティングリサーチ請負、宣伝及び広告業	
16. 前各号に付帯関連する一切の業務	
第2章 株式	第2章 株式
(基準日)	(基準日)
第10条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。	第10条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。
② (条文省略)	② (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。	第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	② 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

変更前	変更後
<p>第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 取締役会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長</u>1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役</u>に<u>欠員</u>又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 取締役会においては、<u>代表取締役</u>が議長となる。<u>代表取締役</u>に<u>欠員</u>又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第45条 当社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>から<u>翌年9月30日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p>	<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第45条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第46条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。</p>

変更前	変更後
(新設)	<p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>第50条 第1条(商号)、第2条(目的)、第10条(基準日)、第12条(招集権者及び議長)、第21条(代表取締役及び役付取締役)、第22条(取締役会の招集権者及び議長)、第45条(事業年度)及び第47条(剰余金の配当の基準日)の規定の変更は、当会社と株式会社サイバー・コミュニケーションズとの間で締結した平成30年10月31日付株式交換契約に基づく株式交換の効力が発生することを条件として、その効力発生日からその効力を生じる。なお、本附則は、当該効力発生日後にこれを削除する。</p> <p>第51条 第20条(取締役の任期)の規定にかかわらず、平成30年12月に開催された定時株主総会で選任された取締役の任期は、平成31年12月31日に終了する第21期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第21期事業年度に関する定時株主総会の終結の時にこれを削除する。</p> <p>第52条 第43条(会計監査人の任期)の規定にかかわらず、平成30年12月に開催された定時株主総会で選任又は再任された会計監査人の任期は、平成31年12月31日に終了する第21期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第21期事業年度に関する定時株主総会の終結の時にこれを削除する。</p> <p>第53条 第45条(事業年度)の規定にかかわらず、第21期事業年度は、平成30年10月1日から平成31年12月31日までの15ヶ月間とする。なお、本附則は、第21期事業年度終了後にこれを削除する。</p>

(3) 下記の取締役候補者の選任に関する決議

- ・宇佐美 進典
- ・新澤 明男
- ・永岡 英則
- ・目黒 拓
- ・小林 千秋
- ・西園 正志
- ・樽谷 典洋
- ・齋藤 太郎

(4) 下記の監査役候補者の選任に関する決議

- ・野口 誉成
- ・根津 修二
- ・荒木 香織

(5) 本吸収分割契約の承認及び本会社分割に必要なその他の事項

2. 乙は、平成30年12月8日付で、本契約の承認を行う株主総会の決議を求める。
3. 本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、前二項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、甲は甲の子会社をして、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行い又は行わせる場合は、事前に、当該行為に係る合理的な説明資料を合理的な時期に相手方当事者に提供した上で、相手方当事者と協議を行うものとする。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、次項に定めるものを除き、本契約締結日以降本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。
2. 甲は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円及び総額178,355,190円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、別途書面により合意することにより、前項に定める剰余金の配当額を変更することができる。

#### 第10条（本株式交換の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合（公正取引委員会及び外国関連競争当局により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含むが、これらに限られない。）その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙のいずれかにおいて本契約の株主総会の承認が得られない場合
- (2) 本効力発生日の前日までの間に、法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及びその他適用ある海外の独占禁止法その他の競争法に基づき甲及び乙が本株式交換に関して行う届出が本効力発生日までに受理されない場合又は当該届出に係る措置期間が本効力発生日までに終了しない場合を含むが、これらに限られない。）
- (3) 本効力発生日の前日までの間に、甲の株主総会において本吸収分割契約又は甲定款変更の承認が得られない場合
- (4) 前条に基づき本株式交換が中止された場合

#### 第12条（準拠法及び管轄）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第13条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年10月31日

甲 東京都渋谷区神泉町8番16号  
渋谷ファーストプレイス8階  
株式会社VOYAGE GROUP  
代表取締役 宇佐美 進典

乙 東京都中央区築地一丁目13番1号  
株式会社サイバー・コミュニケーションズ  
代表取締役社長 新澤 明男

### 3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要

#### (1) 対価の相当性に関する事項

##### ① 対価の総数及び割当てに関する事項

当社は、本株式交換契約の締結に際して、以下のとおり、対価の総数及び割当ては相当であると判断いたしました。また、当社は、その後においてもかかる判断に重要な影響を与える事由は生じていないと判断しております。

##### 1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社	CCI
本株式交換に係る割当ての内容	1	26
本株式交換により交付する株式数	普通株式：13,441,506株	

##### (注1) 本株式交換に係る株式の割当比率

CCIの普通株式1株に対して、当社の普通株式26株を割当て交付いたします。なお、上記株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

##### (注2) 当社が本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により、普通株式13,441,506株を割当て交付いたします。

##### 2) 割当の内容の根拠及び理由

当社、並びに電通及びCCIは、本株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、当社は、第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、また、法務アドバイザーとして島田法律事務所を、一方、電通及びCCIは、第三者算定機関としてデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーリー合同会社（以下「デロイト」といいます。）を、法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始いたしました。

当社と電通及びCCIとは、後記3. (1). ①. 5)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率算定書、それぞれの法務アドバイザーからの助言、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、当社の株価、当社及びCCIの財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、本株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねてまいりました。この結果、本株式交換比率が妥当であるという判断に至ったため、当社及びCCIは、平成30年10月31日に開催された両社の取締役会において本株式交換比率を含む本株式交換契約の締結を決議いたしました。

##### 3) 算定に関する事項

##### a) 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である野村証券、並びに電通及びCCIの第三者算定機関であるデロイトはいずれも、当社、電通及びCCIの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## b) 算定の概要

野村證券は、当社については、当社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、当社には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

CCIについては、非上場会社であるものの、同社には比較可能な上場類似企業が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

なお、市場株価平均法については、平成30年10月30日を算定基準日（以下「基準日」といいます。）として、東京証券取引所における基準日の株価終値、基準日から5営業日前、1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値平均を採用いたしました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりとなります。

当社	CCI	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	類似会社比較法	20.40 ～ 30.30
類似会社比較法	類似会社比較法	23.84 ～ 28.68
DCF法	DCF法	24.16 ～ 29.35

野村證券は、本株式交換比率の算定に際して、当社及びCCIから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、CCI及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は算定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の本株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社及びCCIの各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及びCCIの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法の基礎として採用した当社及びCCIが作成した両社の利益計画において大幅な増減益を見込んでいる事業年度があります。当社の利益計画は、平成31年9月期において、前年度に特別利益が計上されたことにより、対前年度比較で当期純利益が約30%の減益となることを見込んでおり、また、インターネット広告分野の市場成長をもとにしたアドプラットフォーム事業の増収やインキュベーション事業の収益化を進めることにより、平成32年9月期において、対前年度比較で営業利益、経常利益、当期純利益それぞれにおいて約60%の増益を見込んでおります。他方、CCIの利益計画は、一部顧客に対する取引形態の見直し等の影響で、平成30年12月期において、対前年度比較で営業利益、経常利益、当期純利益それぞれにおいて約40%の減益となることを、平成31年12月期において対前年度比較で営業利益、経常利益それぞれにおいて約30%の減益となることを見込んでおり、また、インターネット広告分野における売上成長や新規事業の拡大により、平成32年12月期において対前年度比較で営業利益が約30%の増益となることを、平成33年12月期において対前年度比較で営業利益、経常利益、当期純利益それぞれにおいて約50%の増益となることを見込んでおります。

一方、デロイトは、当社については、当社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（市場株価法については、平成30年10月30日を算定基準として、東京証券取引所における基準日の株価終値、基準日から1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値平均値を算定の基礎としております。）を、また、当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

CCIについては、非上場会社であるものの、同社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

なお、DCF法については、当社及びCCIからそれぞれ提供された、本経営統合によるシナジー効果を加味していないスタンド・アローンベースの財務予測を算定の基礎といたしました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法に基づく株式交換比率の評価レンジは、以下のとおりとなります。

当社	CCI	株式交換比率の算定結果
市場株価法	類似会社比較法	22.8 ～ 29.8
類似会社比較法	類似会社比較法	19.6 ～ 28.1
DCF法	DCF法	20.8 ～ 31.6

デロイトは、本株式交換比率の算定に際して、当社及びCCIから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、当社、CCI及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含む。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。デロイトの本株式交換比率の算定は、平成30年10月30日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びCCIの各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及びCCIの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、デロイトがDCF法の基礎として採用した当社及びCCIが作成した両社の利益計画において大幅な増減益を見込んでいる事業年度があります。当社においては、平成32年9月期に、アドプラットフォーム事業の売上回復及び新規事業の成長等によって営業利益の約60%の増加を見込んでおります。一方、CCIにおいては、インターネット広告市場の見通しや一部顧客に対する取引形態の見直し等の影響から、平成31年12月期に営業利益の約30%の減少を見込んでいるものの、その後は、営業体制の再構築や新たなビジネスモデルへの取り組み等により、平成32年12月期には営業利益の約30%の増加を、平成33年12月期には営業利益の約50%の増加をそれぞれ見込んでおります。

#### 4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換を実施した場合にも、当社株式は引き続き、東京証券取引所市場第一部に上場される予定であります。これについて、東京証券取引所の上場廃止基準（市場第一部）に基づき「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」となる可能性があります。東京証券取引所より「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」の指定を受けた場合においても、当社株式の上場は引き続き維持されますが、当社は猶予期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合していると判断されるよう最善を尽くしてまいります。

#### 5) 公正性を担保するための措置

当社、並びに電通及びCCIは、本株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するために、以下の措置を実施しております。

##### a) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換の公正性を担保するために、それぞれ当社、電通及びCCIから独立した第三者算定機関として、当社は野村證券を、電通及びCCIはデロイトを選定し、本株式交換に用いる本株式交換比率の合意の基礎とすべく本株式交換比率算定書を受領しています。

なお、いずれの当事会社も各第三者算定機関から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

b) 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、当社は島田法律事務所を、電通及びCCIは長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

なお、島田法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所は、いずれも当社、電通及びCCIから独立しており、三社との間で重要な利害関係を有しません。

c) 独立した役員からの意見

当社の独立役員は、本経営統合の目的の合理性、本経営統合の方法の合理性、公正性を担保するための措置の妥当性、本株式交換の割当に関する両社の企業価値算定方法の合理性、両社の将来計画の合理性、算出された企業価値の合理性及び算出された本株式交換比率の合理性について、少数株主保護の観点から議論し、総合的に検討した結果、本株式交換が合理的である旨の意見を表明しております。

なお、CCIには独立役員が存在しないため、該当事項はございません。

6) 利益相反を回避するための措置

本株式交換に関し、当社と電通及びCCIとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

② 本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金等の額に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額については、以下のとおりです。

かかる資本金及び準備金の額は、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断いたします。

1) 増加する資本金の額

金 0円

2) 増加する資本準備金の額

法令の規定により増加しなければならない最低額

3) 増加する利益準備金の額

金 0円

- (2) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い  
該当事項はありません。

(3) CCIに関する事項

① 最終事業年度に係る計算書類等

CCIの最終事業年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第13条の規定により、当社ウェブサイト(<https://voyagegroup.com/ir/>)に掲載しております。

② 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

1) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

CCIは新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

2) 配当について

該当事項はありません。

(4) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

① 配当

当社は、本株式交換の効力発生日までに、平成30年10月31日開催の取締役会において、次のとおり配当を行うことを決議しております。

総額 178,355,190円 (1株当たり配当額15円)

② 吸収分割

当社は、本株主総会において、第2号議案「当社と株式会社VOYAGE GROUP分割準備会社との吸収分割契約承認の件」のご承認を得て、同契約に基づき分割準備会社との吸収分割を行うことを予定しています。

詳細につきましては、第2号議案「当社と株式会社VOYAGE GROUP分割準備会社との吸収分割契約承認の件」をご覧ください。

## 第2号議案 当社と株式会社VOYAGE GROUP分割準備会社との吸収分割契約承認の件

当社は、平成30年10月31日開催の取締役会において、本統合日をもって持株会社体制へ移行すべく、本株式交換の効力が発生することを条件として、吸収分割（以下「本分割」といいます。）により、株式会社VOYAGE GROUP分割準備会社（当社の100%子会社として平成30年10月31日に設立された会社であり、本統合日に本株式交換の効力及び本分割の効力が発生したことを条件として、その商号を「株式会社VOYAGE GROUP」に変更する予定です。以下「分割準備会社」といいます。）に、当社の営む一切の事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務（ただし、本分割及び本株式交換後に分割準備会社及びCCIの経営を管理するために必要な権利義務を除きます。）を承継させることを決議し、分割準備会社との間で、当社を吸収分割会社、分割準備会社を吸収分割承継会社とし、本統合日を効力発生日とする吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本吸収分割契約の締結について、ご承認いただきたく存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「当社と株式会社サイバー・コミュニケーションズとの株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものとします。

### 1. 本分割を行う理由

第1号議案「当社と株式会社サイバー・コミュニケーションズとの株式交換契約承認の件」1. 「本株式交換を行う理由」に記載のとおりであります。

### 2. 本吸収分割契約の内容の概要

当社及び分割準備会社が平成30年10月31日付で締結した本吸収分割契約の内容は、次のとおりであります。

#### 吸収分割契約書

株式会社VOYAGE GROUP（以下「甲」という。）及び株式会社VOYAGE GROUP分割準備会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、平成30年10月31日（以下「本契約締結日」という。）、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（本件分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、本件分割により、甲の一切の事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務（但し、本件分割及び本株式交換（第3条第1項で定義される本株式交換をいう。）後に乙及びCCI（第3条第1項で定義されるCCIをいう。）の経営を管理する（以下「乙等の経営管理」という。）ために必要な権利義務を除く。）を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

## 第2条（分割当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりとする。

### (1) 甲（吸収分割会社）

商号：株式会社VOYAGE GROUP（平成31年1月1日付で商号変更予定。）

住所：東京都渋谷区神泉町8番16号 渋谷ファーストプレイス8階

### (2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社VOYAGE GROUP分割準備会社（平成31年1月1日付で「株式会社VOYAGE GROUP」に商号変更予定。）

住所：東京都渋谷区神泉町8番16号 渋谷ファーストプレイス8階

## 第3条（その他の組織再編）

1. 甲及び乙は、第9条の規定にかかわらず、甲が株式会社サイバー・コミュニケーションズ（住所：東京都中央区築地一丁目13番1号。以下「CCI」という。）との間で、本契約締結日付で、甲を株式交換完全親会社、CCIを株式交換完全子会社とする株式交換契約（効力発生日は平成31年1月1日。）を締結し、当該契約に基づいて株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、CCIの発行済株式の全部を取得する予定であることを確認する。
2. 本件分割は、本効力発生日（第7条で定義される本効力発生日をいう。）において本株式交換が効力を生ずることを停止条件として、その効力を生ずる。

## 第4条（承継する権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。なお、権利義務の承継につき監督官庁その他の関係者の許認可ないし承諾等を要するものについては、当該許認可ないし承諾等の取得を条件として、当該権利義務を本件分割に際して承継させる。
2. 前項により乙が承継する債務については、全て重畳的債務引受の方法による。但し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。
3. 承継対象権利義務のうち、資産及び債務については、平成30年9月30日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした別紙「承継対象権利義務明細表」に、第7条に定める本効力発生日までの増減を加味して確定する。

## 第5条（本件分割の対価）

乙は、本件分割に際して、甲に対して株式の割当、金銭その他財産の交付を行わない。

## 第6条（乙の資本金及び準備金の額）

本件分割により、乙の資本金及び準備金の額は、増加しない。

### 第7条（本効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成31年1月1日とする。但し、本件分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

### 第8条（分割承認決議）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、株主総会において、本契約その他本件分割に必要な事項に関する承認を得るものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本件分割を行う。

### 第9条（事業の運営等）

甲及び乙は、本契約に定めるものを除き、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

### 第10条（競業禁止義務）

甲は、本効力発生日以降であっても、本件事業に関し、法令によるか否かを問わず、一切競業禁止義務を負わない。

### 第11条（本件分割の条件変更及び中止）

甲及び乙は、本契約の締結後、本効力発生日までの間において、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合（第3条第2項に定める条件を充足しないこと、又は次条に定める場合のいずれかが生じることが確実となった場合を含むが、これらに限られない。）には、甲及び乙は、協議し合意の上、本件分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

### 第12条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までの間に、甲において第8条第1項に規定される株主総会の承認が得られない場合
- (2) 本効力発生日の前日までの間に、法令等に定められた本件分割の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合
- (3) 前条に基づき本件分割が中止された場合

### 第13条（準拠法及び管轄）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第14条（協議事項）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年10月31日

甲 東京都渋谷区神泉町8番16号  
渋谷ファーストプレイス8階  
株式会社VOYAGE GROUP  
代表取締役 宇佐美 進典

乙 東京都渋谷区神泉町8番16号  
渋谷ファーストプレイス8階  
株式会社VOYAGE GROUP分割準備会社  
代表取締役 宇佐美 進典

(別紙)

### 承継対象権利義務明細表

#### 1. 承継の対象となる資産

本効力発生日において本件事業に属する一切の資産。但し、乙等の経営管理のために必要な、以下の資産を除く。

##### (1) 流動資産

乙等の経営管理に係る現預金、売掛金、未収入金、繰延税金資産及びその他の流動資産。

##### (2) 固定資産

乙等の経営管理に係る建物、工具器具備品、ソフトウェア、商標権、投資有価証券、関係会社株式、関係会社長期貸付金及びその他の固定資産。

#### 2. 承継の対象となる債務

本効力発生日において本件事業に属する一切の債務。但し、以下の債務を除く。

##### (1) 流動負債

租税債務及び法令等上の理由により承継できない債務並びに乙等の経営管理に係る流動負債。

##### (2) 固定負債

租税債務及び法令等上の理由により承継できない債務並びに乙等の経営管理に係る固定負債。

### 3. 承継の対象となる雇用契約

本件事業に従事する従業員（但し、本効力発生日現在、甲に在籍しているものに限る。）との雇用契約の一切。

### 4. 承継の対象となる契約（雇用契約を除く。）その他の権利義務

#### (1) 契約上の地位

本件事業に関する契約に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づく権利義務の一切。但し、以下のものを除く。

- ①会計監査人との間で締結した監査契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- ②株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- ③金融機関との間で締結した甲の株式事務のための預金口座に関する契約（これに附帯する又は関連する契約を含む。）
- ④甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して証券会社との間で締結した契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- ⑤甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- ⑥乙に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約
- ⑦当該契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を、当該契約の相手方の承諾を得ることなく、本件分割により乙に承継させることが、当該契約に定める規定に反することになると解される契約であって、本効力発生日の前日までに当該承諾を得ることのできない契約
- ⑧前各号に掲げるほか、乙等の経営管理に係る契約

#### (2) 知的財産権

本効力発生日において本件事業に関連する甲の特許、商標その他の知的財産権（これに附帯又は関連する契約を含む。）。但し、甲が使用するものについては、乙が甲に対して使用を許諾する。

#### (3) 許認可等

本件事業に関連する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。

以上

### 3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

#### (1) 対価の相当性に関する事項

本分割は、完全親子会社間において行われるため、本分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

(2) 効力発生日における剰余金の配当等に関する事項  
該当事項はございません。

(3) 本分割に伴う新株予約権及び新株予約権社債に関する取り扱い  
当社は新株予約権を発行しておりますが、本分割によるその取扱いの変更はありません。  
また、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

(4) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

分割準備会社の第1事業年度は、会社設立の日である平成30年10月31日より平成31年9月30日までであり、本書類作成日現在、第1期の事業年度を終了しておりませんので、第1期の事業年度に関する計算書類等は作成しておりません。以下に、分割準備会社の設立の日の貸借対照表を記載しております。

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	20		—
現 金 及 び 預 金	20	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	20
		資 本 金	10
		資 本 準 備 金	10
		純 資 産 合 計	20
資 産 合 計	20	負 債 ・ 純 資 産 合 計	20

(5) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

① 配当

当社は、本株式交換の効力発生日までに、平成30年10月31日開催の取締役会において、次のとおり配当を行うことを決議しております。

総額 178,355,190円 (1株当たり配当額15円)

② 株式交換

当社は、本株主総会において、第1号議案「当社と株式会社サイバー・コミュニケーションズとの株式交換契約承認の件」のご承認を得て、本株式交換契約に基づきCCIとの株式交換を行うことを予定しています。

詳細につきましては、第1号議案「当社と株式会社サイバー・コミュニケーションズとの株式交換契約承認の件」をご覧ください。

### 第3号議案 定款一部変更の件

本経営統合に伴い、当社の商号変更等を含む定款の一部変更を行いたいと存じます。

なお、本定款変更の効力は、本株主総会及び平成30年12月7日開催予定のCCIの臨時株主総会において本経営統合の一環として行われる本株式交換に係る本株式交換契約承認の件並びに本株主総会において本分割に係る吸収分割契約承認の件がいずれも原案どおり承認可決され、それらの効力が発生することを条件として、本統合日をもって生じるものといたします。

#### 1. 提案の理由

本経営統合に伴い、当社の現行定款第1条（商号）、第2条（目的）、第10条（基準日）、第12条（招集権者及び議長）、第21条（代表取締役及び役付取締役）、第22条（取締役会の招集権者及び議長）、第45条（事業年度）及び第47条（剰余金の配当の基準日）の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本株式交換の効力発生を条件として、その効力発生日に効力を生じる旨、取締役及び会計監査人の任期は、平成31年12月31日に終了する第21期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする旨、及び第21期事業年度は、平成31年12月31日までの15ヶ月間とする旨の附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社VOYAGE GROUPと称し、英文ではVOYAGE GROUP, INC.と表示する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社CARTA HOLDINGSと称し、英文ではCARTA HOLDINGS, INC.と表示する。</p>
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. コンピュータソフトウェアの企画、設計、開発、販売及び保守 2. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと及び国内外において次の事業を営む会社の株式又は事業体の持分を取得・所有することにより、当該会社・事業体の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>（1）広告代理その他広告に関する事業 （2）出版、放送、メディア及びコンテンツに関する事業</p>

現行定款	変更案
<p>3. 書籍、電子書籍及び雑誌等の制作、出版、販売</p> <p>4. 経営コンサルタント業務</p> <p>5. コンピューターのシステム又はプログラムの設計技術者派遣</p> <p>6. 各システムの管理保守サービス及び総務・法務・人事・経理・広報など各種管理業務並びに教育に関する業務の受託</p> <p>7. インターネット及びカタログによる通信販売、仲介及び取次業務</p> <p>8. インターネットを利用した電子取引決済事業</p> <p>9. 金銭の貸付及び金銭貸借の媒介並びにクレジットカードの取扱業務</p> <p>10. 電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務及び取次業務</p> <p>11. 投資業</p> <p>12. 飲食店業</p> <p>13. 有料及び無料の職業紹介事業</p> <p>14. 前各号に関連する機器及びソフトウェアの販売、賃貸、輸出入、製造、加工、設置、及びメンテナンス、並びにそれらに関連するコンサルティング及び業務の受託</p> <p>15. 前各号に関連する市場調査、マーケティングリサーチ請負、宣伝及び広告業</p> <p>16. 前各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p>(3) 通信機器、電気機器、それらの関連・周辺機器、ソフトウェア及びシステムの研究、企画、設計、開発、製造、販売、賃貸、保守及び管理に関する事業</p> <p>(4) 金融に関する事業</p> <p>(5) 株式及び有価証券の投資、保有、運用及び売買に関する事業</p> <p>(6) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業</p> <p>(7) 著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウその他知的財産権の取得及びその管理運用に関する事業</p> <p>(8) インターネット等を通じた商取引</p> <p>(9) 前各号に関する各種サービスの提供、研修及びコンサルティング事業</p> <p>(10) 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>11.~16. (削除)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 取締役会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長1名</u>、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。代表取締役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 取締役会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第45条 当社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>から翌年<u>9月30日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第45条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第46条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>第50条 第1条 (商号)、第2条 (目的)、第10条 (基準日)、第12条 (招集権者及び議長)、第21条 (代表取締役及び役付取締役)、第22条 (取締役会の招集権者及び議長)、第45条 (事業年度) 及び第47条 (剰余金の配当の基準日) の規定の変更は、当会社と株式会社サイバー・コミュニケーションズとの間で締結した平成30年10月31日付株式交換契約に基づく株式交換の効力が発生することを条件として、その効力発生日からその効力を生じる。なお、本附則は、当該効力発生日後にこれを削除する。</p>
(新設)	<p>第51条 第20条 (取締役の任期) の規定にかかわらず、平成30年12月に開催された定時株主総会で選任された取締役の任期は、平成31年12月1日に終了する第21期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第21期事業年度に関する定時株主総会の終結の時にこれを削除する。</p>
(新設)	<p>第52条 第43条 (会計監査人の任期) の規定にかかわらず、平成30年12月に開催された定時株主総会で選任又は再任された会計監査人の任期は、平成31年12月31日に終了する第21期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第21期事業年度に関する定時株主総会の終結の時にこれを削除する。</p>
(新設)	<p>第53条 第45条 (事業年度) の規定にかかわらず、第21期事業年度は、平成30年10月1日から平成31年12月31日までの15ヶ月間とする。なお、本附則は、第21期事業年度終了後にこれを削除する。</p>

#### 第4号議案 取締役4名選任の件

取締役7名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当 社の株式数
1	うさみしんすけ 宇佐美 進 典 (昭和47年10月12日) 【再任】	平成8年4月 トーマツコンサルティング(株) (現 デロイト トーマツコンサルティング合同会社) 入社	1,954,783株
		平成11年10月 (株)アクシブドットコム (現 当社) 設立 取締役 平成14年9月 (株)アクシブドットコム (現 当社) 代表取締役社長兼CEO (現任) 平成17年12月 (株)サイバーエージェント 取締役	
【取締役候補者とした理由】 平成11年に当社を設立し平成14年から当社の代表取締役として当社グループの事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。			
2	ながおかひでのり 永 岡 英 則 (昭和47年8月11日) 【再任】	平成8年4月 (株)コーポレートディレクション入社	361,524株
		平成12年5月 (株)アクシブドットコム (現 当社) 入社 平成12年9月 (株)アクシブドットコム (現 当社) 取締役CFO (現任) 平成18年6月 豊証券(株) 取締役 (現任)	
【取締役候補者とした理由】 平成12年に入社、同年から取締役として当社グループの事業拡大に貢献してまいりました。平成26年の当社の株式上市においてはCFOとして強いリーダーシップを発揮しております。当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふ 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当 社の株式数
3	にし 西園正志 (昭和58年11月29日) 【再任】	平成19年1月 (株)ECナビ (現 当社) 入社 平成24年1月 (株)Zucks 代表取締役 (現任) 平成29年12月 当社 取締役 (現任)	22,668株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>入社以来、当社グループの事業拡大に貢献してまいりました。スマートフォン向け広告プラットフォーム事業「Zucks」の拡大に尽力し当社の主要事業として成長させ、平成29年12月より当社の取締役としてアドプラットフォーム事業を管掌しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		
4	さい 齋藤太郎 (昭和47年11月24日) 【再任・社外】	平成7年4月 (株)電通入社 平成17年5月 (株)dof設立 取締役 平成21年6月 同社 代表取締役社長 (現任) 平成26年12月 当社 社外取締役 (現任) 平成29年1月 (株)CC設立 代表取締役 (現任)  (重要な兼職) (株)dof 代表取締役社長 (株)CC 代表取締役	2,500株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>広告業界での豊富な知見に加え、事業会社での幅広い経営経験があることから、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任するものであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 齋藤太郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、齋藤太郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、齋藤太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認可決された場合は、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

## 第5号議案 経営統合に伴う取締役4名選任の件

本経営統合に伴い、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、各候補者の選任の効力は、本株主総会及び平成30年12月7日開催予定のCCIの臨時株主総会において、本経営統合の一環として行われる本株式交換に係る本株式交換契約承認の件並びに本株主総会において本分割に係る本吸収分割契約承認の件がいずれも原案どおり承認可決され、それらの効力が発生するとともに、第3号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、本統合日をもって生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当 社の株式数
1	にいざわあきお 新澤明男 (昭和48年4月4日) 【新任】	平成9年4月 ソフトバンク(株)入社 平成10年5月 (株)サイバー・コミュニケーションズ入社 平成17年1月 同社 執行役 平成22年1月 同社 代表取締役副社長最高執行責任者 平成25年6月 同社 代表取締役社長最高経営責任者 平成25年6月 (株)ビデオリサーチインタラクティブ 取締役(現任) 平成25年6月 一般社団法人日本インタラクティブ広告協 会 理事(現任) 平成26年7月 (株)サイバー・コミュニケーションズ 代表取締役社長最高経営責任者 兼最高執行責任者 平成27年6月 同社 代表取締役社長(現任) 平成30年1月 (株)電通デジタル 取締役(現任) 平成30年6月 公益社団法人ACジャパン 理事(現任)	-株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平成10年にCCIに入社、平成22年から代表取締役として同社の事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、本経営統合後の当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当 社の株式数
2	め ぐろ たく 目 黒 拓 (昭和43年7月16日) 【新任】	平成 5 年 4 月 (株)電通入社 平成28年 7 月 同社 デジタルプラットフォームセンター 局長補 (現任) 平成28年 7 月 (株)サイバー・コミュニケーションズ出向 平成29年 2 月 同社 代表取締役副社長 (現任)	一株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平成5年に電通に入社、平成29年よりCCIの代表取締役として同社の事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、本経営統合後の当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、取締役候補者いたしました。</p>			
3	こ ばやし ち あき 小 林 千 秋 (昭和46年9月10日) 【新任】	平成 6 年 4 月 (株)新潟日報事業社入社 平成11年 9 月 (株)サイバー・コミュニケーションズ入社 平成17年 6 月 同社 執行役 平成22年 1 月 同社 取締役最高技術戦略責任者 平成23年 6 月 同社 取締役副社長最高技術戦略責任者 平成25年 6 月 同社 取締役副社長最高戦略責任者 平成27年 6 月 同社 取締役副社長 (現任)	一株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平成11年にCCIに入社、平成22年より取締役として同社の事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、本経営統合後の当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ 氏 (生 年 月 日)  く れ た に の り ひ ろ の り 名 洋	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当 社の株式数
4	<p>く れ た に の り ひ ろ の り 名 洋 (昭和40年12月3日) 【新任】</p>	<p>昭和63年 4月 (株)電通入社 平成28年 6月 (株)D2C 取締役 (現任) 平成28年 7月 (株)サイバー・コミュニケーションズ 取締役 平成28年 7月 (株)電通デジタル 取締役 平成29年 1月 (株)電通 執行役員 (現任) 平成29年 1月 (株)電通デジタル 代表取締役CEO 平成29年 3月 (株)電通国際情報サービス 取締役 (現任) 平成29年 3月 電通イージス・ジャパン(株) 取締役 (現任) 平成29年 3月 (株)電通イノベーションパートナーズ 取締役 (現任) 平成29年 5月 一般社団法人日本インタラクティブ広告協 会 理事 (現任) 平成29年 8月 楽天データマーケティング(株) 取締役 (現任)</p>	<p>一株</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>昭和63年に電通に入社後、主にメディア／コンテンツ開発業務、デジタル・ビジネス関連業務に携わり、平成29年1月から執行役員として、デジタル部門の責任者を務めるとともに、デジタル系電通グループ数社の役員を務める等、豊富な業務経験、経営経験を有しております。グループ経営管理に関する幅広い経験、知識に基づいた有用な提言等をいただくとともに、電通グループとの協業推進にも貢献いただきたく、取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、樽谷典洋氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定であります。
3. 樽谷典洋氏は、電通の執行役員であります。電通は、本株主総会及び平成30年12月7日開催予定のCCIの臨時株主総会において本経営統合の一環として行われる本株式交換に係る本株式交換契約承認の件がいずれも原案どおり承認可決された場合、本統合日をもって、当社の親会社となります。なお、樽谷典洋氏は、非業務執行取締役となる予定であります。



## 第7号議案 経営統合に伴う監査役2名選任の件

本経営統合に伴い、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、各候補者の選任の効力は、本株主総会及び平成30年12月7日開催予定のCCIの臨時株主総会において、本経営統合の一環として行われる本株式交換に係る本株式交換契約承認の件並びに本株主総会において本分割に係る本吸収分割契約承認の件がいずれも原案どおり承認可決され、それらの効力が発生するとともに、第3号議案「定款一部変更の件」及び第6号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、本統合日をもって生じるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職状況	所有する当社の 株式数
1	あら き か おり 荒 木 香 織 (昭和40年11月7日) 【新任】	昭和63年4月 (株)電通入社 平成27年6月 (株)電通マネジメントサービス 監査役(現任) 平成28年10月 (株)Dスポーツマーチャндаイジング 監査役(現任) 平成29年3月 (株)電通北海道 監査役(現任) 平成29年3月 (株)サイバー・コミュニケーションズ 監査役(現任) 平成29年6月 (株)ビデオリサーチ 監査役(現任) 平成30年1月 (株)電通 監査室グループ監査役部長(現任)  (重要な兼職) なし	一株
【監査役候補者とした理由】 昭和63年に電通に入社後、現在は同社の監査室グループ監査役部長を務めております。平成29年3月からは、CCIの監査役として同社の監査業務に携わっており、本経営統合後の当社の監査業務を適切に遂行する上で適任であると判断し、監査役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
2	お づ しゅう じ 根 津 修 二 (昭和53年8月24日) <b>【新任】</b>	平成14年4月 (株)電通入社 平成28年1月 同社 経営企画局 専任部長 平成29年2月 同社 デジタルプラットフォームセンタ ー 業務統括部長 平成30年10月 (株)電通デジタル 経営企画部 事業部長 (現任)  (重要な兼職) なし	ー株
<b>【監査役候補者とした理由】</b> 平成14年に電通に入社後、現在は同社の完全子会社である(株)電通デジタルの経営企画部事業部長を務めております。多様な経験と経営に関する見識ならびに客観的視点を有しており、これらの経験等を活かし適切な監査を遂行することが期待できることから、監査役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は荒木香織氏と根津修二氏の選任が承認可決された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする予定であります。
3. 荒木香織氏は電通の監査室グループ監査部長であります。また、根津修二氏は電通の完全子会社である(株)電通デジタルの経営企画部事業部長であります。電通は、本株主総会及び平成30年12月7日開催予定のCCIの臨時株主総会において本経営統合の一環として行われる本株式交換に係る本株式交換契約承認の件がいずれも原案どおり承認可決された場合、本統合日をもって、当社の親会社となります。

## 第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役会の決定に基づき、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「当社と株式会社サイバー・コミュニケーションズとの株式交換契約承認の件」、第2号議案「当社と株式会社VOYAGE GROUP分割準備会社との吸収分割契約承認の件」及び第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものいたします。

監査役会が有限責任 あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、次のとおりであります。

本経営統合に伴い、当社は電通の連結子会社となる予定です。電通は会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任しており、会計監査人を統一することでグループにおける連結決算監査及びガバナンスの有効性、効率性等の向上が図られると判断したためであります。

本議案の決議の効力が生じた場合、有限責任 あずさ監査法人は、本統合日に先んじて、本株主総会の終結の時をもって当社の会計監査人に就任することとなりますが、有限責任 あずさ監査法人は当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び内部管理体制を有しており、本統合日前の就任であっても、適任であると判断しております。

会計監査人候補者の名称、主たる事業所の所在地及び沿革等は次のとおりであります。

(平成30年6月30日現在)

名 称	有限責任 あずさ監査法人	
主たる事業所の所在地	東京都新宿区津久戸1番2号	
沿 革	昭和44年7月 昭和60年7月 平成5年10月 平成16年1月 平成22年7月	監査法人朝日会計社設立 新和監査法人と合併し、名称を監査法人朝日新和会計社とする 井上斎藤英和監査法人と合併し、名称を朝日監査法人とする あずさ監査法人と合併し、名称をあずさ監査法人とする 有限責任監査法人へ移行し、名称を「有限責任 あずさ監査法人」とする
監査関与会社数	3,558社	
資本金	3,000百万円	
構成人員	公認会計士 会計士補 会計士試験合格者 監査補助職員 その他職員 合計	3,218名 (代表社員32名・社員537名) 8名 1,212名 1,020名 (特定社員34名、うち代表社員1名) 724名 6,182名

以上

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年10月1日から  
平成30年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）の主力事業が属するインターネット広告市場について、株式会社電通の調べによれば、平成29年のインターネット広告費は、モバイルでの運用型広告（注1）や動画広告の伸長により1兆5,094億円に達し、前年比15.2%増となりました。またデータやテクノロジーを活用する広告主が増え、プログラマティック広告取引（注2）がブランディングやリーチの役割を担うなど浸透したことで、運用型広告費は前年比27.3%増の伸びをみせ、9,400億円と拡大いたしました。

こうした環境のもと当社グループは、①広告配信プラットフォームを運営する「アドプラットフォーム事業」、②ポイントサイトやポイント交換サイト等の販促系インターネットメディアを企画・運営する「ポイントメディア事業」、③インターネットサービス領域において様々な新規事業の開発を進める「インキュベーション事業」の3セグメントにおいて事業を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は28,518百万円（前連結会計年度比10.1%増）となったものの、前連結会計年度に行ったアドプラットフォーム事業での取引先媒体の精査による売上高の減少があったため、営業利益は1,420百万円（前連結会計年度比21.4%減）、経常利益は1,431百万円（前連結会計年度比23.1%減）となりました。また、当社の持分法適用関連会社であったログリー株式会社の株式を一部売却し、関係会社株式売却益541百万円を含む特別利益を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は1,117百万円（前連結会計年度比3.8%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、各セグメント別の売上高は、セグメント間の内部売上高及び振替高を含む数値を記載しております。

#### (アドプラットフォーム事業)

アドプラットフォーム事業では、SSP（注3）「fluct」や広告主向けサービス「Zucks」等の運営を行っております。インターネット広告市場におけるプログラマティック広告取引の急速な普及を背景に、当社グループ内メディア事業の運営で培ったノウハウを最大限に活用し、特にスマートフォン向け媒体社に対する「fluct」の導入提案及び広告収益の最大化支援に取り組んでまいりました。また「Zucks」においては、サービスや機能の拡充を進めるとともに顧客企業の需要を取り込み、堅調に推移いたしました。

しかしながら、前連結会計年度に行った「fluct」での取引先媒体の精査により当該媒体にかかる売上高の減少があったため、当連結会計年度におけるアドプラットフォーム事業の売上高は19,259百万円（前連結会計年度比5.2%増）、セグメント利益は1,293百万円（前連結会計年度比12.1%減）となりました。

#### (ポイントメディア事業)

ポイントメディア事業では、「ECナビ」や「PeX」を中心としたポイントを活用した自社メディアの運営に加え、企業向けのマーケティングソリューション事業の運営を行っております。自社メディアにおいては、中長期での事業成長へ向け、ユーザーへのポイント還元強化やコスト削減等の抜本的な構造改革に取り組んでまいりました。

この結果、「ECナビ」や「PeX」の売上高は順調に増加したものの、利益率の低いポイント交換売上高の構成比が高まったことにより、当連結会計年度におけるポイントメディア事業の売上高は6,870百万円（前連結会計年度比19.6%増）、セグメント利益は302百万円（前連結会計年度比26.2%減）となっております。

#### (インキュベーション事業)

インキュベーション事業では、HR領域、EC領域、FinTech領域を強化領域として、中長期的に第三の柱となる事業を生み出すべく積極的な投資を進めております。HR領域では新卒採用支援事業、EC領域では通販化粧品の企画・ダイレクト販売事業や、イオングループのカジタク社との協業による家事支援サービスのネット販売事業、FinTech領域ではFinTech関連事業の開発、その他領域ではゲームパブリッシング事業等を運営しております。新卒採用支援事業においては、引き続き理工系学生とのマッチング・紹介を希望する新興企業を中心

に顧客企業数が増加し、堅調に推移しました。また、ゲームパブリッシング事業については、海外の複数の大手ゲームディベロッパーとの業務提携を進捗させ、安定した収益貢献が見込める作品の投入が可能となりました。その一方で、当社グループ内での人材配置の最適化をはかり、成長領域であるインキュベーション事業の人員数を増加させたことにより、費用が増加いたしました。

この結果、当連結会計年度におけるインキュベーション事業の売上高は2,592百万円（前連結会計年度比24.5%増）、セグメント損失は175百万円（前連結会計年度はセグメント損失75百万円）となりました。

- (注1) 運用型広告とは、膨大なデータを処理するプラットフォームにより、広告の最適化を自動的もしくは即時的に支援する広告手法のこと。検索連動広告や一部のアドネットワークが含まれるほか、DSP（広告主側からみた広告効果の最大化を支援するシステム）／アドエクスチェンジ／SSP（媒体社側からみた広告効率の最大化を支援するシステム）などが典型例として挙げられる。なお、枠売り広告、タイアップ広告、アフィリエイト広告などは、運用型広告には含まれない。（株式会社電通「2015年日本の広告費」より）
- (注2) プログラマティック広告取引とは、広告枠の買い手である広告主と広告枠の売り手である媒体社が、DSPやSSP等の広告配信プラットフォームを介し、オーディエンスデータに基づいてオンライン上で自動的に広告枠の買い付けを可能にする取引形態のこと。
- (注3) SSP（Supply Side Platform）とは、媒体社にとっての広告収益の最大化を支援する広告配信プラットフォームのこと。様々なアドネットワーク・DSP・アドエクスチェンジ等と連携し、媒体社にとって最適かつ収益性の高い広告配信を支援する。

## 事業別売上高

事業区分	第19期 (平成29年9月期) (前連結会計年度)		第20期 (平成30年9月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
アドプラットフォーム事業	18,314	70.7	19,259	67.5	945	5.2
ポイントメディア事業	5,745	22.2	6,870	24.1	1,125	19.6
インキュベーション事業	2,081	8.0	2,592	9.1	510	24.5
セグメント間の内部売上高及び振替高	△245	△0.9	△204	△0.7	41	△16.8
合計	25,895	100.0	28,518	100.0	2,623	10.1

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は295百万円で、主要なものは平成31年5月に予定しているオフィス移転に伴う設備投資、サーバ及びネットワーク機器の購入とソフトウェアの開発によるものであります。

### ③ 資金調達の状況

イ. 当社は、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として500百万円の資金調達を行いました。

ロ. 当社は、新株予約権の行使による新株発行により15百万円の資金調達を行いました。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

### ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において当社は、持分法適用関連会社であるログリー株式会社の株式の一部を売却したことにより、同社を持分法の適用範囲から除外しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (平成27年9月期)	第 18 期 (平成28年9月期)	第 19 期 (平成29年9月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (平成30年9月期)
売 上 高(千円)	17,730,377	20,841,893	25,895,253	28,518,303
経 常 利 益(千円)	2,189,001	1,246,368	1,861,787	1,431,805
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	1,646,930	731,803	1,161,598	1,117,324
1株当たり当期純利益(円)	146.14	61.82	96.90	93.58
総 資 産(千円)	12,670,974	12,537,668	15,775,882	16,794,549
純 資 産(千円)	6,274,107	6,332,508	8,113,830	8,777,342
1株当たり純資産額(円)	508.84	520.94	644.62	717.22

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (平成27年9月期)	第 18 期 (平成28年9月期)	第 19 期 (平成29年9月期)	第 20 期 (当事業年度) (平成30年9月期)
売 上 高(千円)	3,660,131	3,493,111	3,054,085	3,319,656
経 常 利 益(千円)	624,259	1,740,753	497,703	△105,647
当 期 純 利 益(千円)	246,775	1,725,937	525,649	△10,163
1株当たり当期純利益(円)	21.89	145.81	43.85	△0.85
総 資 産(千円)	10,360,610	10,073,370	14,106,054	13,982,265
純 資 産(千円)	3,070,147	4,270,434	5,321,298	4,737,039
1株当たり純資産額(円)	258.19	360.27	436.35	398.23

### (3) 重要な子会社の状況

#### 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株)VOYAGE MARKETING	99百万円	100.0%	ポイント交換プラットフォーム「PeX」の運営
(株)fluct	25百万円	100.0%	SSP「fluct」の運営
(株)Zucks	20百万円	100.0%	スマートフォン向け広告配信プラットフォーム「Zucks」の運営

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社を含む計18社であり、持分法適用関連会社は9社であります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社及び株式会社サイバー・コミュニケーションズ（以下「CCI」といいます。）は、インターネット広告事業に関する緊密な提携を行うことにより企業価値を最大化することを目的として、対等の精神に基づく経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）を行うことに合意いたしました。これを踏まえ、当社グループでは、以下の事項を対処すべき課題として位置づけ、取り組みを進めてまいります。

##### ①経営統合の推進

当社及びCCIは同じインターネット広告領域に属してはいるものの、当社はアドプラットフォーム領域及びメディア領域での技術力やそれによる製品等に強みを有する一方で、CCIはマスメディアやナショナルクライアントに対するリーチ力等に強みを有しているなど、展開事業としては重なり合う部分が少ない上、兼ね備える競争力の源泉も異なります。一方で両社は成り立ちもカルチャーも大きく異なるため、拙速な経営統合は組織に負担をかけ、経営統合の効果が出にくくなりかねません。

そのため両社で早期に持株会社としての経営理念やグループ全体としての中期経営計画を策定し、これに基づいて経営統合を推進してまいります。

##### ②グループ経営における効率的な経営資源の活用

経営統合に伴い、持株会社においてはグループ内での経営資源の効率的な活用とシナジー効果を最大限発揮できるようなグループ全体の事業戦略を立案・推進していくことが求められています。

そのため、当社グループにおける効率的な経営資源配分を図るべくグループ内での新規事業開発、M&A（合併・買収・売却）、戦略的な出資等の判断を迅速に行ってまいります。

##### ③優秀な人材の確保と定着

当社グループは、今後のさらなる成長のために、能力と意欲を兼ね備えるとともに、当社の持つ経営理念やカルチャーに強く共感する人材の確保及び定着が不可欠であり、かつ大きな課題であると認識しております。なぜなら事業開発を進めていくにあたって最大の差別化要因は「人」であり、その集合体としての「組織」であると考えているためです。

引き続き、多様な採用手法を用いて人材の獲得に努めるとともに、入社した人材がやりがいを持って働き続けるような創意工夫をし続けてまいります。

これらの経営課題を解決して中長期的な事業成長を実現するために、事業規模及び組織規模の拡大に応じた内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの充実を図り、強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成30年9月30日現在)

事業区分	事業内容
アドプラットフォーム事業	SSP「fluct」、広告主向けサービス「Zucks」、動画広告配信プラットフォーム「CMerTV」等の企画・運営を行っております。
ポイントメディア事業	ポイントサイト「ECナビ」、ポイント交換プラットフォーム「PeX」等の企画・運営を行っております。
インキュベーション事業	新卒採用支援事業、通販化粧品の企画・ダイレクト販売事業、イオングループのカジタク社との協業による家事支援サービスのネット販売事業、ゲームパブリッシング事業等の企画・運営を行っております。

(6) 主要な事業所等 (平成30年9月30日現在)

① 当社

本社	東京都渋谷区
----	--------

② 子会社

(株)VOYAGE MARKETING	東京都渋谷区
(株)fluct	東京都渋谷区
(株)Zucks	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況 (平成30年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
アドプラットフォーム事業	178名	9名増
ポイントメディア事業	54名	14名減
インキュベーション事業	66名	25名増
全社(共通)	38名	1名減
合計	336名	19名増

(注) 1. 使用人数には、アルバイト及び派遣社員等の人数は含んでおりません。  
2. 全社(共通)は、主に管理部門の人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
121名	18名増	33.0歳	5.9年

(注) 使用人数には、アルバイト及び派遣社員等の人数は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年9月30日現在)

借入先	借入額
(株) 三井住友銀行	601,658千円
(株) りそな銀行	313,896千円
(株) 三菱UFJ銀行	73,346千円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成30年9月30日現在）

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 11,890,346株 |
| ③ 株主数      | 6,511名      |
| ④ 大株主      |             |

株主名	持株数	持株比率
	株	%
宇佐美 進典	1,954,783	16.44
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	512,800	4.31
野村證券(株)	504,429	4.24
VOYAGE GROUP社員持株会	412,449	3.47
永岡 英則	361,524	3.04
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	316,441	2.66
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	273,800	2.30
MSCO CUSTOMER SECURITIES	262,815	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	196,800	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口1)	151,500	1.27

(注) 自己株式は所有していません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

イ 発行済株式総数等の増加理由

当連結会計年度における新株予約権の行使により、発行済株式総数が40,800株、資本金が7,711千円、資本準備金7,711千円、増加しております。

ロ 自己株式の取得

平成29年10月25日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式 351,900株
取得価格の総額	499,946千円
取得した期間	平成29年10月26日～平成30年1月24日

ハ 自己株式の消却

平成29年10月25日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

消却した株式の種類及び数	普通株式 451,947株
消却価格の総額	671,596千円
消却した日	平成30年2月28日

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(平成30年9月30日現在)

	第4回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日	平成20年12月12日	平成24年12月20日	平成29年4月26日	平成29年11月9日
新株予約権の対象者	当社の取締役及び従業員	当社の取締役及び従業員	当社の取締役及び従業員	当社の従業員
新株予約権の数	14個	526個	2,500個	2,386個
新株予約権の目的となる株式の数	8,400株	315,600株	250,000株	238,600株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	無償	無償	269円	518円
権利行使時1株当たりの行使金額	192円	422円	2,060円	1,431円
権利行使期間	平成23年10月1日から平成30年12月12日まで	平成27年9月20日から平成34年12月29日まで	平成30年1月1日から平成33年12月31日まで	平成31年1月1日から平成33年12月31日まで
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)	(別記)
役員 の 保 有 状 況	区分 (注3)	取締役	取締役	—
	新株予約権の数	4個(注1)	232個(注2)	1,500個
	新株予約権の目的となる株式の数	2,400株	139,200株	150,000株
	保有者数	1名	2名	5名

- (注) 1. 第4回新株予約権4個のうち、取締役1名が保有する新株予約権4個については取締役就任前に交付されたものです。
2. 第6回新株予約権232個のうち、取締役1名が保有する新株予約権24個については取締役就任前に交付されたものです。
3. 第7回新株予約権2,500個のうち、取締役1名が保有する新株予約権400個については取締役就任前に交付されたものです。
4. 社外取締役及び監査役は新株予約権を保有しておりません。
5. 平成26年3月27日付で行った1株を600株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「権利行使時1株当たりの行使金額」は調整されております。

(別記) 新株予約権の行使の条件

1. 対象者が、権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。
2. 前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

## ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 8 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成29年11月9日
新 株 予 約 権 の 数		2,500個 (注)
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 数 新 株 予 約 権 の 種 類		250,000株
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 種 類		普通株式
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		518円
権 利 行 使 時 1 株 当 たり の 額		1,431円
権 利 行 使 期 間		平成31年1月1日から 平成33年12月31日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件		(別記)
使用人等への 交付状況	当 社 使 用 人	新 株 予 約 権 の 数 2,500個 目的となる株式数 250,000株 交付者数 139人
	子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人	新 株 予 約 権 の 数 - 目的となる株式数 - 交付者数 -

(注) 平成30年9月30日現在において交付時より新株予約権の数が114個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。

- ・退職による減少分114個

(別記) 新株予約権の行使の条件

1. 対象者が、権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。
2. 前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成30年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 兼 CEO	宇佐美 進 典	
取締役 CFO	永 岡 英 則	
取締役	古 谷 和 幸	
取締役	戸 崎 康 之	
取締役	西 園 正 志	
取締役	齋 藤 太 郎	(株)dof 代表取締役社長 (株)CC 代表取締役
取締役	川 鍋 一 朗	日本交通(株) 代表取締役会長 JapanTaxi(株) 代表取締役社長
常勤監査役	野 口 誉 成	
監査役	野 村 亮 輔	弁護士
監査役	茂田井 純 一	(株)アカウンティング・アシスト 代表取締役

- (注) 1. 取締役齋藤太郎氏及び川鍋一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野口誉成氏、野村亮輔氏及び茂田井純一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役茂田井純一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役齋藤太郎氏及び川鍋一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 監査役野口誉成氏、野村亮輔氏及び茂田井純一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	121,140千円 (6,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	15,600千円 (15,600千円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (5名)	136,740千円 (21,600千円)

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

## ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役齋藤太郎氏は、(株)dof及び(株)CCの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役川鍋一郎氏は、日本交通(株)の代表取締役会長及びJapanTaxi(株)の代表取締役社長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役茂田井純一氏は、(株)アカウンティング・アシストの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 齋藤 太郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 川鍋 一郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 野口 誉成	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、内部監査の豊富な経験と知識に基づき、必要な発言を行っております。
監査役 野村 亮輔	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての高い知見に基づき、必要な発言を行っております。
監査役 茂田井 純一	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的な見地から、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

#### ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、取締役からの資料の入手、会計監査人への聴取に基づき、過去の監査実績、監査計画、報酬見積の内容などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人が解任された旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。事業成長や資本効率の改善等による中長期的な株主価値の向上に努めるとともに、継続的な配当及び機動的な自己株式取得を実施していくことを株主還元の基本方針としております。配当額に関しましては、連結業績、単体の資金繰り等を考慮した財務の健全性、将来の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案して決定してまいります。

当社は、機動的な資本政策が行えるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当による継続的な安定配当を基本的な方針としており、当事業年度の期末配当金につきましては、平成30年10月31日開催の取締役会において、1株につき15円と決議させていただきました。

内部留保資金につきましては、企業価値を高めるための投資に活用し、経営基盤の強化と事業の拡大に繋げてまいります。

## 連結貸借対照表

(平成30年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>10,724,755</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,158,320</b>
現金及び預金	5,679,809	買掛金	2,549,450
売掛金	3,639,618	一年内返済予定の長期借入金	489,988
貯蔵品	472,122	ポイント引当金	2,837,684
繰延税金資産	186,401	未払法人税等	295,364
その他	746,878	資産除去債務	50,736
貸倒引当金	△75	その他	935,097
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,069,793</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>858,886</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>192,770</b>	長期借入金	498,912
建物	25,329	繰延税金負債	195,674
工具、器具及び備品	91,323	その他	164,300
建設仮勘定	76,117	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,017,206</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,820,040</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
のれん	1,468,564	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,366,343</b>
その他	351,475	資本金	1,073,304
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>4,056,983</b>	資本剰余金	1,063,308
投資有価証券	3,558,911	利益剰余金	5,229,730
その他	498,072	その他の包括利益累計額	1,161,652
<b>資 産 合 計</b>	<b>16,794,549</b>	その他有価証券評価差額金	1,167,607
		為替換算調整勘定	△5,955
		新株予約権	1,908
		非支配株主持分	247,438
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,777,342</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>16,794,549</b>

## 連結損益計算書

(平成29年10月1日から  
平成30年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		28,518,303
売上原価		20,355,825
売上総利益		8,162,478
販売費及び一般管理費		6,742,111
営業外収益		1,420,367
受取配当金	1,174	
受取配当金	12,013	
受取配当金	137,451	
受取配当金	11,654	162,294
営業外費用		
支払替利差	4,468	
投資事業組合運用損失	15,010	
投資事業組合運用損失	20,714	
投資事業組合運用損失	104,053	
投資事業組合運用損失	6,608	150,855
特別利益		1,431,805
投資有価証券売却益	22,297	
投資有価証券売却益	541,348	
投資有価証券売却益	80,184	643,829
特別損失		
投資有価証券除却損失	28,602	
投資有価証券除却損失	28,937	
投資有価証券除却損失	98,829	
投資有価証券除却損失	36,936	
投資有価証券除却損失	1,779	195,085
税金等調整前当期純利益		1,880,549
法人税、住民税及び事業税	633,160	
法人税等調整額	136,581	769,742
当期純利益		1,110,807
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△6,516
親会社株主に帰属する当期純利益		1,117,324

# 貸借対照表

(平成30年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,738,082</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,283,078</b>
現金及び預金	5,256,089	買掛金	52,228
売掛金	531,486	関係会社短期借入金	6,513,908
未収入金	409,165	一年内返済予定の 長期借入金	466,656
繰延税金資産	151,212	未払金	367,184
その他	390,127	資産除去債務	50,736
<b>固定資産</b>	<b>7,244,182</b>	未払法人税等	203,520
<b>有形固定資産</b>	<b>163,137</b>	ポイント引当金	430,581
建物	12,427	その他	198,260
工具、器具及び備品	74,592	<b>固定負債</b>	<b>962,147</b>
建設仮勘定	76,117	長期借入金	487,242
<b>無形固定資産</b>	<b>7,644</b>	繰延税金負債	474,905
ソフトウェア	6,054	<b>負債合計</b>	<b>9,245,225</b>
商標権	1,590	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,073,400</b>	<b>株主資本</b>	<b>3,599,217</b>
投資有価証券	2,292,328	資本金	1,073,304
関係会社株式	4,224,136	資本剰余金	1,053,400
関係会社長期貸付金	285,420	資本準備金	1,053,400
その他	424,724	利益剰余金	1,472,512
貸倒引当金	△153,208	その他利益剰余金	1,472,512
<b>資産合計</b>	<b>13,982,265</b>	繰越利益剰余金	1,472,512
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,135,913</b>
		その他有価証券評価差額金	1,135,913
		<b>新株予約権</b>	<b>1,908</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>4,737,039</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>13,982,265</b>

## 損益計算書

(平成29年10月1日から  
平成30年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,319,656
売上原価	1,830,962
売上総利益	1,488,693
販売費及び一般管理費	1,424,803
営業利益	63,890
営業外収益	
受取利息	3,405
受取配当金	13,740
投資事業組合運用益	9,235
その他	824
合計	27,205
営業外費用	
支払利息	5,606
為替差損	10,545
投資事業組合運用損	25,980
貸倒引当金繰入額	149,558
その他	5,052
合計	196,743
経常損失	105,647
特別利益	
関係会社株式売却益	384,116
その他	59
合計	384,175
特別損失	
固定資産除却損	5,043
関係会社株式評価損	130,042
関係会社清算損	15,459
合計	150,545
税引前当期純利益	127,982
法人税、住民税及び事業税	134,550
法人税等調整額	3,595
当期純損失	10,163

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年11月9日

株式会社VOYAGE GROUP  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三井	勇治	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩下	万樹	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹田	裕	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社VOYAGE GROUPの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社VOYAGE GROUP及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年10月31日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社とし、株式会社サイバー・コミュニケーションズを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年11月9日

株式会社VOYAGE GROUP  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三井	勇治 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩下	万樹 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 竹田	裕 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社VOYAGE GROUPの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年10月31日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社とし、株式会社サイバー・コミュニケーションズを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。また、会社は平成30年10月31日開催の取締役会において、持株会社体制へ移行するため吸収分割を行うことを決議し、同日付で吸収分割契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年11月9日

株式会社VOYAGE GROUP 監査役会

常 勤 監 査 役 野 口 誉 成 ㊟

監 査 役 野 村 亮 輔 ㊟

監 査 役 茂 田 井 純 一 ㊟

(注) 監査役3名全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上





# 第20回 定時株主総会 会場ご案内図

## 会場

東京都渋谷区神泉町8番16号  
渋谷ファーストプレイス8階  
当社会議室

## 交通のご案内

- ・京王（井の頭線）「神泉駅」南口より徒歩5分

## 会社説明会開催のご案内

- ・定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、株主の皆様へ当社へのご理解をより深めていただくため、「会社説明会」を開催いたします。お時間の許される株主様には定時株主総会とあわせてご参加賜りますようご案内申し上げます。

